

ひょうごコミュニティ財団とは

地域の皆さんとともに、ひょうごの地域社会をよりよく、豊かにしていくコミュニティ財団です。市民・企業からご寄付を集め、NPO 等への助成・支援を通じて地域課題の解決に取り組んでいます。

主な活動

冠基金：ご希望のお名前を冠にして基金をつくります。



「輝け加古川こども基金」

加古川の子どもや若者の健やかな成長を支援する活動に役立てられています。



「Project HEAT」 (外国にルーツを持つ子ども支援ひょうご基金)

日本語での学習や進学、就職に困難を感じる子どもを支援するための基金です。



「真如苑・ひょうご子ども応援基金」

経済的・社会的に困窮したり孤立したりしている子どもを支える活動のための基金です。

寄付つき商品：商品を買うことで同時に社会貢献にもつながります。



「ASAHI MITSUHASHI 基金」 (朝日ゴルフ用品株式会社様)

朝日ゴルフ用品様の健康器具「ごるトレ」「Bodyトレ」の売上の一部が、医療支援に役立てられます。



「神戸で獲れたシャルドネのジュース」 (神戸みのりの公社様)

神戸ワイナリーで造るぶどうジュースの売上の一部が、こども支援の活動に役立てられます。

企業 CSR 活動へのご協力 ※CSR…企業の社会的責任。利益追求だけでなく社会的な責任を果たそうという考え方



「住友ゴム CSR 基金」(住友ゴム工業株式会社様)
住友ゴム工業が社員から寄付を募り、それに会社も同額を拠出して(マッチングギフト)、「こども」「環境」「交通安全」「地域課題」の4分野で、県内の NPO 等の活動を支援しています。
当財団はこの活動の業務サポートを行っています。

理事・監事・評議員等の紹介

◆評議員

井上 真二 (公財)神戸YMCA総主事
加藤 恵正 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
木田 薫 (特活)ソーシャルデザインセンター淡路理事長
高士 薫 (株)神戸新聞社 代表取締役社長
竹中 ナミ (社福)プロップ・ステーション理事長
中田 豊一 (認定特活)市民活動センター神戸理事長

◆役員

代表理事 小森 星児 ひょうごボランティアプラザ名誉所長
代表理事 実吉 威 ひょうごコミュニティ財団
副代表理事 島田 雄三 司法書士島田雄三事務所所長
業務執行理事 永田 譲蔵 ひょうごコミュニティ財団
業務執行理事 藤田 精二 ひょうごコミュニティ財団
理事 河合 将生 office musubime代表

◆顧問

永田 萌 絵本作家

◆専門アドバイザー

阿部 陽一郎 (社福)中央共同募金会理事・事務局長
石田 祐 宮城大学事業構想学部准教授
今田 忠 元阪神・淡路コミュニティ基金代表、市民社会研究所所長
鵜尾 雅隆 (特活)日本ファンドレイジング協会代表理事
荻野 俊子 NPO会計支援センター代表
川中 大輔 シチズンシップ共育企画代表
行司 高博 兵庫県職員
久戸瀬 昭彦 兵庫県企画県民部県民生活局県民生活課課長
久保 幸一 (株)日本政策金融公庫小田原支店長 兼国民生活事業統括

中山 光子 (認定特活)宝塚NPOセンター理事・事務局長
早瀬 昇 (認定特活)日本NPOセンター代表理事
三野 哲治 住友ゴム工業(株)相談役
三井 ハルコ (特活)市民事務局かわにし理事長
室崎 益輝 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科科長

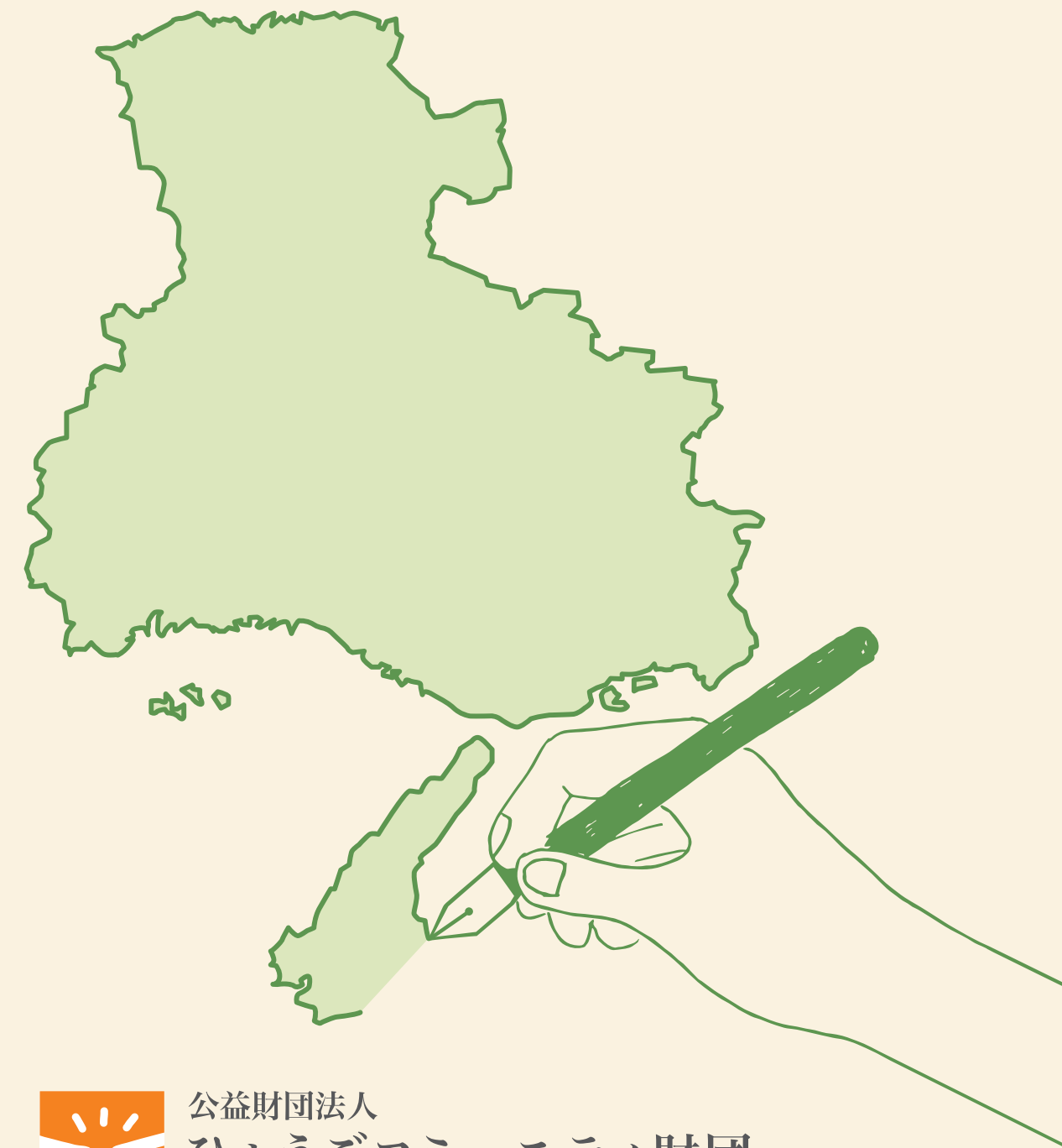
理事 田中 茂 (特活)シミズシーズ代表理事
理事 津久井 進 弁護士、芦屋西宮市民法律事務所
理事 西河 紀男 ミツ星ベルト(株) 代表取締役会長
理事 藤井 洋一 (株)神戸新聞社 論説委員
監事 金 志煥 公認会計士・税理士、金公認会計士事務所所長
監事 柴田 眞里 弁護士、フローラ法律事務所

佐藤 等史 (特活)場とつながりの研究センター理事
茶野 順子 (公財)笹川平和財団(SPF)常務理事
長沢 恵美子 経済団体職員
畑本 康介 (特活)ひと・まち・あーと理事長
馬場 英朗 公認会計士、関西大学商学部教授
細谷 崇 ht 代表
松井 薫 (株)JR西日本コミュニケーションズ執行役員
宮崎 洋彰 公認会計士・税理士、あすか税理士法人代表社員
渡辺 元 (公財)助成財団センター事務局長 兼プログラム・ディレクター

想いを地域や未来に活かす

[遺贈寄付]のご案内

私の遺産、父母の遺産の一部を地域のため、人のため、子どものために活かしたい。
そんなあなたの想いを、ひょうごコミュニティ財団に気軽にご相談ください。



公益財団法人
ひょうごコミュニティ財団
HYOGO COMMUNITY FOUNDATION



公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団
〒650-0022
神戸市中央区元町通 6-7-9 秋毎ビル3F
TEL:078-380-3400 FAX:078-367-3337
Mail:hyogo@communityfund.jp
URL:http://hyogo.communityfund.jp



お気持ちを 永く地域にのこす「遺贈」

近年、遺言書を書かれ、その中でご自身の財産を「地域のために役立ててほしい」とされる方が増えています。このように、遺言により財産を特定の人または団体に贈与することを「遺贈」といいます。

「お世話になった社会に恩返しをしたい」
「自分にはこども（相続人）がいないが、未来のこどもたちのために役立ててほしい」
「亡くなった父の名を遺す基金を作りたい」
など遺贈を考えられる動機はさまざまですが、このような尊いお申し出が増えています。

しかし、一方では
「どこに寄付すればいいの？」
「地元信頼できる団体はあるの？」といったお悩みもよく聞きます。

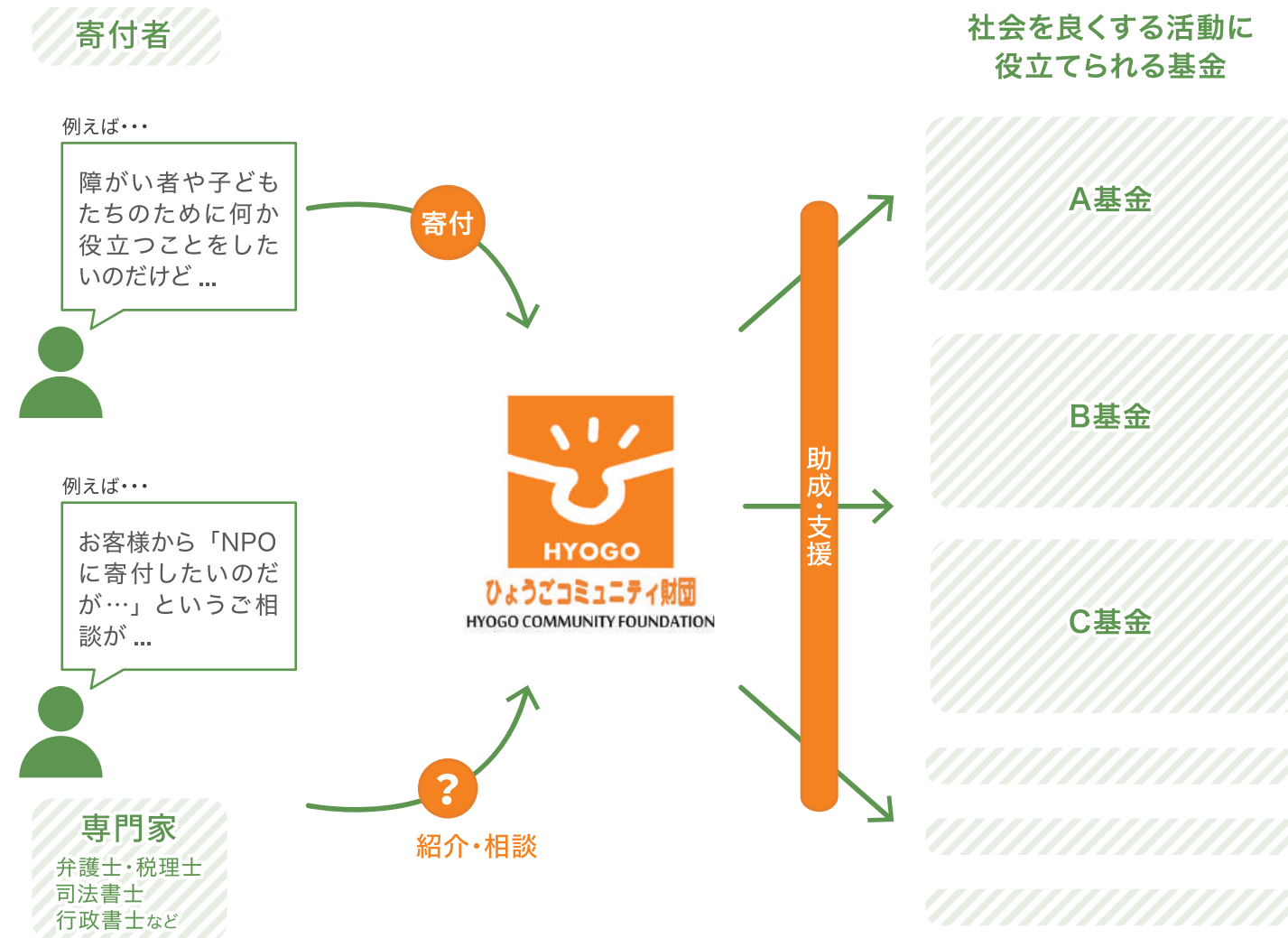
大切な財産を安心できる方法で社会のために役立てたい。
そんなお気持ちに、当財団は全力でお応えいたします。

遺贈に関するQ&A

- 1 地元ひょうごの団体に遺贈したいのですが、遺贈を受けられるのは全国的な組織しかないのでしょうか？**
→ いいえ。私たちの地元にも信頼できる優れた団体はたくさんあります。当財団は、県内の多くのNPOのことを熟知しており、ご希望に最も適した団体や事業にご資金を役立てることができます。
- 2 遺贈は1,000万円とか、高額な寄付じゃないとダメなんでしょう？**
→ いいえ。当財団では10万円から遺贈を受け付けています。お一人お一人の尊い社会貢献の気持ちをカタチにするお手伝いをいたします。
- 3 遺贈は現預金だけしか受け入れてもらえませんか？**
→ いいえ。不動産や有価証券などの遺贈もお受けします。
- 4 包括遺贈も受けられますか？**
→ はい。当財団では特定遺贈だけでなく、包括遺贈もお受けします。
※特定遺贈とは…遺贈する財産を指定して行なう遺贈のこと
※包括遺贈とは…相続財産の全部又は、一定の割合で指定して行なう遺贈のこと

遺贈の仕組み(当財団)

基金を設置するなど、様々な方法があります。
お気軽に当財団へご相談ください。



遺贈による基金の例

※○○○○は寄付者名や地域名など

「○○○○こども応援基金」

経済的に、家庭的に恵まれないこどもを応援したいというお気持ちから

「○○○○助け合い基金」

×× 町の高齢者の暮らしを支えるために役立ててほしいというご希望から

「○○○○多文化こども基金」

県内の「外国にルーツを持つこども」たちを支援してほしいというご希望から

「○○○○ひょうご災害支援基金」

災害時に苦しむ人が1人でも少なくなるようにというお気持ちから

「○○○○兵庫どうぶつ基金」

動物の命を守る活動を応援したいというお気持ちから

「○○○まちづくり基金」

○○○町のまちづくりや景観保存のために役立ててほしいというお気持ちから

よくある遺贈のパターン



おひとりの方の場合

私には相続人がいません。何もしなければ遺産はすべて国庫に入ることになると聞き、遺言書を書いて、地域社会のために役立ててもらうことにしました。

法定相続人がいない方の遺産は、遺言書を書かなければ、すべて国庫に帰属します（その額は年間400億円を超えます）。遺言書を作成することで、社会貢献活動を行う団体やお世話になった方に遺贈することができます。

「争続」を避けるために

父が亡くなり、遺産を家族4人で相続しました。社会貢献に一部を活用してほしいという遺志を遺言書に明確に書いてくれたので、私たち家族は心から納得することができました。



相続人がいる場合は特に、社会に貢献したい気持ちを遺言書で表しておくことが大切です。配偶者や子どもたちなど関係者に、ご本人が遺贈に込めた気持ちを伝えておきましょう。



金額を気にされていた方

亡夫の遺産の一部を遺贈寄付しました。わずか50万円で遺贈なんて恥ずかしいと思いましたが、それでも十分社会の役に立つと聞き、思い切ってしてみました。夫の名前の基金を作ってもらい、きっと天国で笑っていると思います。

遺贈というと高額な寄付をイメージされることが多いようですが、当財団では10万円から受け付けています。

ひょうごコミュニティ財団を選ぶ理由

- 1 尊いお志を、地元ひょうごのために活かすことができます**
遠くの団体ではなく、地元で頑張っている団体を通じて、地域のためにお気持ちを活かすことができます。
- 2 公益認定を受け税制優遇資格を持つ、信頼ある団体です**
当財団は兵庫県知事から公益認定を受けた公益財団法人です（平成25年7月8日、兵庫県指令第1527号）。当財団へのご寄付・遺贈寄付には相続税がかかります。
- 3 少額からでも、お名前を冠した基金を作ることができます**
寄付者のお名前を付ける「冠名」は任意です。匿名でもイニシャルでも構いません。
- 4 専門家と連携しています**
税金、法律その他、相続にまつわって発生する様々なご相談に応じられる専門家と連携していますので、ご安心ください。（弁護士、司法書士、税理士、行政書士、不動産鑑定士等）